

相続関係図/繼承系統表 認 証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の可否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

～ 文 書 種 類 ～

私文書	管轄内を居住地とする個人が作成した文書 例.相続関係図/繼承系統表・遺産分割協議書等
	注1)要事前公証…本処管轄内の公証役場に限る 公証役場一覧
	各文書に分けて一部ずつ個別で公証を受けること
	注2)署名者本人が公証役場に出向くこと(代理公証は不可)

台北駐大阪経済文化弁事処

～ 必 要 書 類 ～

◆本人申請

1	申請表 ※全署名者分
2	公証済みの認証文書原本 ※要認証部数
3	公証済みの認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	全署名者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)のコピー ②在留カード所持者…両面コピー
5	認証文書に記載のあるその他身分証明書[住民票等] —申請者情報確認の為、全てのコピー要提出(現住所確認等)
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可 —領収書の宛名(個人名のみ)に希望がある場合、その旨を窓口にて要申出

◆代理人による窓口申請

1	申請表 ※全署名者分
2	公証済みの認証文書原本 ※要認証部数
3	公証済みの認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	全署名者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)のコピー ②在留カード所持者…両面コピー
5	認証文書に記載のあるその他身分証明書[住民票等] —申請者情報確認の為、全てのコピー要提出(現住所確認等)
6	代理委任状原本 ※全署名者分 ○署名の場合…パスポートと同書式で要署名 ○押印の場合…要印鑑証明書
7	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)とそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可 —領収書の宛名(個人名のみ)に希望がある場合、その旨を窓口にて要申出

～ 必 要 書 類 ～

◆郵送申請

1	申請表 ※全署名者分
2	公証済みの認証文書原本 ※要認証部数
3	公証済みの認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	全署名者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)のコピー ②在留カード所持者…両面コピー
5	認証文書に記載のあるその他身分証明書[住民票等] —申請者情報確認の為、全てのコピー要提出(現住所確認等)
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可 —領収書の宛名(個人名のみ)に希望がある場合、その旨のメモを要同封
返送用封筒	レターパックライト: 全項目を記入後、追跡用として事前に 「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
宛先	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623
備考	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管

台北駐大阪経済文化弁事処

《 注意事項 》

・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。

A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。

・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。

・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。

・代理人は、18歳以上且つ行為能力のある方のみ可能です。

《 お問い合わせ先 》

本大阪弁事処	
住 所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階
E-Mail	osaka@mofa.gov.tw
開館日	月～金曜日
休館日	土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サ仆のお知らせをご参考ください)
受付時間	■ 申請・・・9:00～11:00 & 13:00～14:30 ■ 受領・・・9:00～11:30 & 13:00～15:00 * 開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、 本サ仆のお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください * <u>予約不要</u>
交付日	受理翌日起算5開館日
受取方法	2通り

各弁事処	電話番号	管轄区域
駐日代表処	03-3280-7800	関東・甲信越・東北地方
横浜弁事処	045-641-7737	神奈川県・静岡県
福岡弁事処	092-734-2810	九州地方・山口県
那覇弁事処	098-862-7008	沖縄県
札幌弁事処	011-222-2930	北海道

台北駐大阪経済文化弁事処